

随意契約理由書

1 工事（業務）名	料金収受におけるキャッシュレス決済検討業務
2 業者名	阪神高速サービス㈱
3 随意契約理由	<p>本業務は、当社の通行料金の支払手段におけるキャッシュレス決済手段の可能性を検討し、お客さまサービス向上を図る業務である。</p> <p>本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、電子マネー等のキャッシュレス決済に関する知見を有しているとともに、当社のお客さまサービス向上施策に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に業務に反映し、ノウハウの蓄積と品質の向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速サービス株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社である。また、クレジットカード事業を手掛けてきたことからキャッシュレス決済に関する知見を相当程度有しているため、本業務の目的であるキャッシュレス決済方法の検討を行い、その成果を阪神高速グループ全体で共有することが可能である。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	